

別 表**共催負担金対象経費**

原則として当該年度に属し、事業を実施するに当たり、下記に掲げた項目のうち、共催負担金を充てることが適當と認められる経費とする。

なお、当該年度以外の経費も対象経費とする場合がある。

[例示]・条例で定められた会場使用料の納付（申込時点での前納など）等

項 目	内 容
会場等借上費・運搬費	会場借上料及び付帯設備使用料（開催会場に限る）、機材・楽器等借上費、機材・楽器等運搬費、その他
謝 金	講師・アシスタント等謝金
消 耗 品 費	材料費、テキスト代、その他
旅 費 ・ 通 信 費	講師・アシスタント等に係る交通費・宿泊費・日当、通信運搬費、著作権使用料、各種手数料（チケット販売手数料、振込手数料等、印紙代）、その他
宣 伝 ・ 印 刷 費	広告宣伝費、チラシ・ポスター製作・印刷費、資料等印刷費、その他
記 録 費	記録撮影費、編集費、記録に必要な消耗品の購入費、その他
保 険 費	保険料
企 画 制 作 費	企画料（プラン委託料又はプロデュース委託料の性格をもつもので、対象経費総額の15%程度までとする。）

共催負担金対象外経費

事業を実施するに当たり、共催負担金を充てることが、社会通念上、適当でないもの並びに団体の自己財源により賄うべき経費は対象外経費とする。

例　示	<ul style="list-style-type: none">・団体（主催及び構成団体を含む）の構成員に対する謝金等・グッズや記念品等に係る経費・旅費の内、航空・鉄道・船舶運賃の特別料金等（ファーストクラス等の料金、グリーン料金、特別船室料金等）・事業実施に必要と認められない期間の宿泊費及び日当・参加者から徴収する材料費・食糧費（弁当代、飲み物代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、手土産代、ケータリング代、その他名称を問わず飲食関係一式）・花束代・下見・事前打合せ等に係る経費・団体の事務に係る経常費（日常的な事務用品の購入等）・団体の財産になる備品（製作費含む）や楽器、装置などの購入費・修繕費・保管料
-----	---